

基山町議会
議長 重松一徳様

総務文教常任委員会
委員長 末次 明

所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を終了したので、その結果を報告します。

記

1 調査事項及び調査期日

- (1) 基山町の基金の管理と運用について 令和4年10月26日(水)
(財政課から基金の概要説明)

2 調査結果

基山町は、一般会計、特別会計(国保)、企業会計(下水道)に基金を積み立てており、定例会ごとに運用内容、残高を報告している。近年は、ふるさと応援寄附基金以外に、地域優良賃貸住宅基金、森林環境譲与税基金と特定目的基金が増設されているが、弾力性のある事業や町民のニーズに合った基金の管理運用が求められる。

今回は町が管理する基金については、どのように積み立てて運用しているのか、積立額はどれくらいが妥当なのかを把握するため所管事務調査を行った。

(1) 積立限度額について

基金には積立限度額が設定されているのかと質したところ、限度額はないとの説明であった。なお、果実運用型の基金である福祉振興基金、文化及び体育振興基金、ふるさと・水と土保全基金は元金を積み立て、運用益である利息のみをもって基金の設置目的を実現する財源等に充てるために元金が上限となる。現状は利率は低いが、運用益を事業へ充当しており、積み増しも取り崩しもしていないとの説明を受けた。

(2) 適正な基金の保有

財政調整基金は9月補正後で残高は8億7,962万円であるが、どれくら

い残高があればよいと考えているのかと質したところ、多くあるに越したことはないが、自治体によっては標準財政規模（基山町は40億円弱）の何パーセントとしているところもある。基山町の財政規模はコロナ禍以降増加しているが70億から80億ほどなので、その1割程度の7億から8億円が適正ではないかとの説明を受けた。また、町として事業を行う場合、財源については国の補助事業の有無を確認し、ない場合には財源として基金の活用を町長と相談し、決定しているとの説明を受けた。

①基金積み立ての基準について

決算後の剰余金（不用額等）のうち何割を積み立てるという基準は設けているのかと質したところ、剰余金は実質収支比率5パーセント以下が望ましいと言われている。剰余金については、その2分の1を積み立てているとの説明を受けた。また、不用額については、12月や3月に減額補正し、余裕があれば積み立てているとの説明であった。

地方財政法では「剰余金が出た時は2分の1を下回らない形で積み立てるか繰上げ償還に充てなければならない」となっている。今は繰上げ償還がないのでなるべく財政調整基金に積み立てるようにしているとの説明を受けた。

当委員会としては、予算を組んだ事業の確実な実施と剰余金を適正に残すことは大変だが、バランスよく遂行するように提案した。

②基金積み立てと予算執行のバランス

令和3年度の実質収支比率は6パーセントを超えているが、どのような経緯でそうなっているのか、行政サービスが抑えられているのはいかと質したところ、主な要因は、新型コロナワクチン接種の費用を国に対して申請するとき不足することがないような額で申請しているが、結果的に不用額が生じたためである。この分については、9月補正予算にて返納金を予算化している。ただし、新型コロナワクチン接種関連を除くと5パーセント以下になっているとの説明を受けた。

(3) 今後の基金の在り方

今ある特定目的基金の多くは国主導の基金であるが、基山町が独自に目的をもって積み立てる基金創設（消防施設や町営住宅整備等）の発想はないのかと質したところ、今のところそのような予定はなく、財政調整基金や公共施設整備基金で対応できている。過去には庁舎建設目的の基金があったので、今後全く新設しないとは言えないとの説明を受けた。

当委員会としては、大型の公共施設整備を公共施設整備基金だけで対応するのではなく、特定目的基金の項目を増やすことも検討すべきではないかと提案した。